八　変調方式が一六値直交振幅変調の場合
搬送波の周波数から一五kHz（±）R（Rは、変調信号の伝送速度の八分の一の値とする。）の帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル以上低い値又は三二マイクロワット以下の値であること。

第五十八条の二の十二に次の一号を加える。

四　空中線電力は、一〇ワット以下であること。

別表第一号の表注18中「多重通信路の送信設備」の次に「（市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備を除く。）」を加え、(3)を削り、同注18(4)中「、(2)及び(3)」を「及び(2)」に改め、同(4)を同注18(3)とする。

別表第一号の表の注に次のように加える。

56　54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、3（10^{-6}）とする。

別表第二号第45を次のように改める。

第45	54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。 1　変調方式が四値周波数偏位変調のもの　14.6kHz 2　変調方式が四相位相変調のもの (1)　チャネル間隔が7.5kHzのもの　7.1kHz (2)　チャネル間隔が15kHzのもの　14.6kHz 3　変調方式が一六値直交振幅変調のもの　15kHz （特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号中「テレメーター用固定局」の下に「の無線設備」を加え、「（いずれも他の固定局によつてその送信が制御されるものに限る。）」を「のうち、他の固定局によつてその送信が制御されるもの」に改め、「以下のもの」の下に「（第三十八号に掲げるものを除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十日

法務大臣　上川　陽子

別表第一日本国際語学アカデミー・函館校の項の次に次のように加える。

北海道日本語学院札幌本校	北海道

別表第一利根リバーサイド国際学院の項の次に次のように加える。

鹿島学園日本語学校	茨城県

別表第一宇都宮日建工科専門学校の項の次に次のように加える。

栃木国際教育学院	栃木県

別表第一大原日本語学院の項中「大原日本語学院」を「大原日本語学院・進学2年コース、同・進学1年9カ月コース、同・進学1年半コース、同・進学1年3カ月コース、同・進学1年コース」に改め、同表千代田国際語学院駒込校の項中「千代田国際語学院駒込校」を「ＪＴＣ日本語学校」に改め、同表ヨハン早稲田外国語学校の項中「ヨハン早稲田外国語学校」を「早稲田外国語学校」に改め、同表東京王子外国語学院の項の次に次のように加える。

東京日本橋外語学院	東京都
ヴィクトリア学院	東京都
西東京国際カレッジ	東京都

別表第一大原キャリアビジネス外語専門学校の項を削り、同表トライデント外国語・ホテル専門学校の項中「トライデント外国語・ホテル専門学校」を「トライデント外国語・ホテル・ブライダル専門学校」に改め、同表予備校創学ゼミナール外国人特別進学コースの項を削り、阪神自動車航空鉄道専門学校日本語別科の項の次に次のように加える。

伊丹国際外国語学校	兵庫県

別表第一日本アジア国際教育センターの項の次に次のように加える。

いろは日本語学校	福岡県
ＧＡＧ日本語学院	福岡県
アジア国際外語学院	福岡県

別表第一弘堂国際学園の項の次に次のように加える。

日本文化教育学院	佐賀県
ヒューマンアカデミー日本語学校佐賀校	佐賀県

別表第一神村学園専修学校の項の次に次のように加える。

鹿児島キャリアデザイン専門学校	鹿児島県

別表第二財団法人アジア学生文化協会・留学生日本語コース大学進学準備一年課程、同・留学生日本語コース大学進学準備一・五年課程の項中「財団法人アジア学生文化協会・留学生日本語コース大学進学準備一年課程、同・留学生日本語コース大学進学準備一・五年課程」を「公益財団法人アジア学生文化協会・留学生日本語コース大学進学準備一年課程、同・留学生日本語コース大学進学準備一・五年課程」に改め、同表メロス言語学院・日本語総合準備教育2年課程、同・日本語総合準備教育1年6ヶ月課程の項の次に次のように加える。

大原日本語学院・準備教育課程1年コース、同・準備教育課程1年半コース	東京都

別表第四ＴＩＣ日本語学校の項の次に次のように加える。

大原キャリアビジネス外語専門学校	福井県

別表第四尼崎国際日本語学校の項の次に次のように加える。

予備校創学ゼミナール外国人特別進学コース	兵庫県

別表第五バンタンデザイン研究所の項の次に次のように加える。

総合学園ヒューマンアカデミー原宿校	東京都